

製品安全データシート (SDS)

1. 製品名および会社情報

会社情報	会社名	アルプス株式会社		
	住所	東京都新宿区早稲田南町 3 3		
	緊急連絡先	電話番号	03-3207-0006	
		FAX 番号	03-5272-0051	

製品名 熱硬化性樹脂高圧化粧板 **アルプスメラミン S (PCS)**

2. 組成、成分情報

【1000～1005・1200】

単一製品・混合物の区別：混合物

含有成分	メラミン樹脂硬化物	紙基材	酸化チタン(IV)
含有量	27～47%	47～67%	1～7%
CAS No.	該当なし	該当なし	13463-67-7
化審法番号	該当なし	該当なし	(1)-558
安衛法番号	該当なし	該当なし	191

【1116・1117・1305・1400】

単一製品・混合物の区別：混合物

含有成分	メラミン樹脂硬化物	紙基材	酸化チタン(IV)	フェノール樹脂硬化物
含有量	1～20%	50～60%	1～10%	20～40%
CAS No.	該当なし	該当なし	13463-67-7	該当なし
化審法番号	該当なし	該当なし	(1)-558	該当なし
安衛法番号	該当なし	該当なし	191	該当なし

3. 危険有害性の要約

人の健康に対する有害な影響：加工時に粉末が発生するので注意が必要である。

環境への影響：影響は少ない。

物理的及び化学的危険性：常温では物理的・化学的に安定である。

4. 応急措置

- 吸入した場合 : 加工時や取扱い時に生じた粉末を吸入した場合は、清浄な水でうがいし、必要であれば医師の診断を受ける。
- 皮膚に付着した場合 : 加工時や取扱い時に生じた粉末が皮膚に付着した場合は、石鹼と清浄な水で洗浄し、必要であれば医師の診断を受ける。
- 目に入った場合 : 加工時や取扱い時に生じた粉末が目に入った場合は、速やかに大量の清浄な水でよく洗い流し、必要であれば医師の診断を受ける。
- 飲み込んだ場合 : 加工時や取扱い時に生じた粉末を誤って飲み込んだ場合は、吐き出させ、口の中を清浄な水で洗浄する。直ちに医師の診断を受ける。

5. 火災時の措置

- 消火剤 : 水、消火液、泡・粉末等の消火剤。
- 消火方法 : ①水、泡消火器、粉末消火器を用いる。
②風下の人を避難させる。
③燃焼の際に有毒なガスや黒煙が発生するので防毒マスクを着用する。

6. 漏出時の措置

漏出は該当しない。

7. 取扱い及び保管上の注意

- 取扱い : ①加工作業は換気の良い場所で行い、必要に応じて局所排気装置を有効に稼働させる。
②端面は鋭利なため、手などを怪我しやすいので保護手袋を着用して取り扱う。
- 保管 : 平積みにして保管する。保管中の反応等による問題はないが、雨に濡らしたり直射日光に曝すことは避け、常温・常湿の屋内で水に濡れない場所に保管する。地面・コンクリート床面へ直置きすることは避ける。

8. 暴露防止及び保護措置

- 設備対策 : 加工作業時は粉塵が発生するので、局所排気装置を設置し有効に稼働させる。
- 管理濃度 : 該当なし

許容濃度：日本産業衛生学会：酸化チタン(IV) 第 2 種粉塵 1mg/m³(吸入性粉塵)、4mg/m³(総粉塵)
ACGIH : 酸化チタン(IV) 10mg/m³(TLV-TWA)

保護具 : 呼吸器の保護具—防塵マスク
手の保護具—布製手袋、腕カバー
目の保護具—側板付きメガネまたはゴーグル
皮膚及び身体の保護具—作業衣、前掛け

衛生対策：休憩時の飲食・喫煙・トイレ使用前・または作業終了後は、手洗い・うがいを十分に行う。

9. 物理的及び化学的性質

外観 : 板状成形体 (固体)
沸点 : 無し
分解温度 : 無し
引火点 : 無し
発火点 : 300℃以下では認められない。
蒸気圧 : 無し
比重 : 約 1.5
溶解性 : 水に不溶

10. 安定性及び反応性

安定性：予期される通常の見取り及び保管条件では安定である。
反応性：保管中に反応は起こらない。
危険有害な分解生成物：特に危険な物質は発生しない。

11. 有害性情報

急性毒性：現在のところ知見なし
局所効果：現在のところ知見なし
感作性 : 現在のところ知見なし
慢性毒性・長期毒性：現在のところ知見なし
ガン原性：現在のところ知見なし
変異原性：現在のところ知見なし
生殖毒性：現在のところ知見なし
催奇形性：現在のところ知見なし

12. 環境影響情報

- 分解性 : 現在のところ知見なし
生体蓄積性 : 現在のところ知見なし
魚毒性 : 現在のところ知見なし
-

13. 廃棄上の注意

- ① 残余廃棄物と共に焼却可能であるが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律または都道府県の条例に基づく焼却処理を行う。
 - ② 焼却灰の処理は、許可を受けた産業廃棄物処理業者に依頼し処理する。
 - ③ 廃棄する場合は、許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託して処理する。
 - ④ 廃棄方法については、原野・河川等に不法な投棄を行わない。
-

14. 輸送上の注意

- ① 国連分類・国連番号 : 該当なし
 - ② 輸送条件 : 直射日光に曝したり、水に濡れたりしない様にする。また乱暴な取扱いを避ける。
-

15. 適用法令

労働安全衛生法 : 第 57 条の 2 文書交付対象物質 No.191 酸化チタン(IV)

16. その他の情報

記載内容は現時点で入手できる資料、情報、データに基づいて作成しておりますが、注意事項は通常の取扱いを対象にしたものであって、特殊な取扱いの場合は用途・用法に適した安全対策を実施の上ご利用下さい。